

(6) 健康診断書

(7) 3カ月以内に撮影した写真

(出願期間)

第5条 研究生志願者は、所定の期日までに出願手続を完了しなければならない。

(選考)

第6条 研究生の選考は書類審査・面接その他の方法によって審査し、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

(検定料)

第7条 研究生選考のための検定料は、5,000円とする。

(学費等)

第8条 研究生の入学金、授業料その他必要な学費は別に定める。

第9条 天災被害その他特別の事情があると大学院委員会が認めた場合、授業料の一部または全額を免除することがある。

(指導教員)

第10条 研究生は、その研究計画書に基づき定められた指導教員の指導を受けなければならない。

(授業の聴講)

第11条 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(研究倫理教育)

第12条 研究生は本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究成果の報告)

第13条 研究生は、研究期間の終了日までに、その研究成果を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(研究生の身分取り扱い)

第14条 研究生は、一般学生と同様の身分取り扱いはしない。

(参考：学生割引、通学証明書等は交付しない。また、本学の諸設備の利用について制限を設けることがある。)

第15条 研究生としてふさわしくない行為があると認められる場合、研究生の資格を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学運営委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2024年5月28日に改正し、2024年4月1日より施行する。

研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 神戸松蔭女子学院大学に「研究倫理委員会」(以下「委員会」と記す。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、本学教員ならびにその指導する学生が行う研究またはその成果の公表が倫理綱領(健康、人権、プライバシー及び尊厳)を遵守して行われることを目的として、研究計画の内容を倫理的観点から審査する。

(任務)

第3条 人間を直接の対象とする研究を行おうとする教員が該当する研究計画を提出したものについて審査する。

2 学生の研究の場合は、それを指導する教員が倫理審査を必要とすると判断した時に、所属する学科若しくは大学院専攻で判定を受けた上で委員会に審査を申請する。

3 委員会は申請された研究計画の内容が倫理綱領を遵守しているかどうかを別に定める内規に従って審査・判定する。

4 倫理綱領に違反する研究を行った場合の裁定案を答申する。

5 研究倫理委員会規程及び関連する内規の改廃について審議する。

6 その他、委員会が必要と認める業務を行う。

(組織)

第4条 委員会は教務部所管の専門委員会とする。

2 委員会は以下の委員をもって組織する。

(1) 副学長(研究倫理担当) (2) 学部長 (3) 研究科長 (4) 学長が任命する職員1名 (5) 学外者2名

3 委員長は、前項の規定にかかわらず性別や研究分野の構成に応じて若干名の委員を指名することができる。

4 委員会は、審査分野に応じて若干名の委員を指名することができる。

5 副学長は委員長として委員会を招集し、その議長となる。

6 学長は、必要に応じて委員会に出席することができる。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、大学運営委員会の審議を経て学長が行う。

(その他)

第 6 条 委員会の審査に関連する内規を別に定める。

附 則 この規程は2024年5月28日に改正し、2024年4月1日より施行する。

本規程における「人間を直接の対象とする研究」とは以下のものを含む。

- (1) 人間を被験者として行う実験研究
- (2) 人間を被験者として行うアンケート又は面接調査研究
- (3) 医学、心理学、教育学その他における臨床実践に基づく研究

本規程における委員会の構成は、副学長（研究倫理担当）、学部長、研究科長を含み、次に挙げる要件を全て満たさなければならぬ。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
- (4) 本学に所属しない者が複数含まれていること。
- (5) 男女両性で構成されていること。
- (6) 5名以上であること。

上記(1)から(3)までに挙げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

倫理綱領

本学独自の倫理綱領を策定するのではなく、申請者若しくは指導教員が所属している学会の倫理綱領を使う。

倫理委員会審査に関わる内規

1. 申請手続き

(1) 研究計画の審査を申請する者は以下の必要な書類を委員長に提出する。

- ① 所定の申請書
- ② 申請前チェックリスト
- ③ 申請者が基準とする倫理指針など
- ④ ②を基にした所定の審査項目照合表（チェックリスト）
- ⑤ インフォームド・コンセントに必要な書類
ただし、研究の内容によっては以下の書類の提出を求める。
- ⑥ 質問紙、インタビュー項目の一覧

(2) 審査の申請があった時、委員長は速やかに委員会を招集する。

2. 委員会の成立要件

(1) 委員会には、委員長が必ず出席し、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

(2) 委員長は、総数、定足数及び議決数に計上する。

(3) 委員会の成立にあたっては、次に挙げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- ② 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- ③ 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
- ④ 本学に所属しない者が複数含まれていること。
- ⑤ 男女両性で構成されていること。
- ⑥ 5名以上であること。

上記①から③に挙げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

3. 審査

(1) 委員会の意見は、全会一致をもって決定することを原則とする。ただし、全会一致の決議に至らなかった場合は、出席委員の3分の2以上の意見を結論とすることができる。

(2) 委員の出席が困難である場合は、テレビ会議等により双方の円滑な意思疎通が可能な手段を用いて行うことができる。

(3) 以下のいずれかに該当する申請については、委員会が認めた場合、委員長と委員長が指名した委員による迅速審査により審査を行うことができる。

- ① 既に承認された研究計画の軽微な変更の審査

- ② 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を、本学で実施しようとする場合の研究計画の審査
 - ③ 以下の条件を全て満たす研究計画の審査
 - 個人情報扱わないもの
 - 人体から採取された試料等を用いないもの
 - 観察研究で、人体への負荷を伴わないもの
 - 被験者の意思に回答が委ねられ(拒否の機会の保障)、質問内容が被験者の心理的苦痛をもたらさないと想定されるもの
 - 2 委員長は、迅速審査の結果をその審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会の審査を求めることができる。
4. 審査の判定
- (1) 審査の判定は以下の表示によるものとする。
 - ① 承認
 - ② 条件付き承認
 - ③ 不承認
 - ④ 該当せずなお、判定の有効期間は2年間とする。判定日から2年を超えて当該研究を続けるときは、再申請・再審査を必要とする。ただし、競争的研究資金(科学研究費補助金など)を獲得した研究課題については、その研究期間を有効期間とすることができる。
 - (2) 審査の判定が前項②の場合は審査結果判定書に、その判定に至った理由等について付記するものとする。
5. 審査の通知
- (1) 委員長は、審査終了後速やかに申請者に審査結果判定書を交付し、学長に審査結果報告書を提出する。
 - (2) 審査の判定が承認または条件付き承認となったものについては、学長が審査結果を確定し、審査決定通知を交付する。また、審査結果については、大学運営委員会へ報告し、公式サイトに公開するものとする。
6. 再審査
- 申請者は審査結果に対して異議がある場合は再審査を請求することができる。
- 再審査請求期間は審査結果判定書を受領した翌日から起算して2週間以内とする。
7. 審査の証明
- 研究等に係わる論文の雑誌掲載等に関して、必要な倫理審査の証明は、委員会が認定したうえで行う。
8. 研究内容の変更
- 申請者は、申請内容から変更が生じる場合には、速やかに研究等変更報告書により委員会に報告するものとする。
9. 重篤な有害事象の報告等
- 申請者は、侵襲を伴う研究において、重篤な有害事象が発生した場合には、研究対象者等への説明等、必要な措置を講じるとともに、速やかに研究に伴う有害事象報告書により委員長に報告するものとする。
10. 研究経過及び結果の報告等
- (1) 申請者は、当該研究を終了した場合には、研究終了・中止報告書により研究終了後3ヶ月以内に委員会に報告しなければならない。
 - (2) 申請者は、当該研究を中止・中断した場合には、研究終了・中止報告書により速やかに委員会に報告しなければならない。

附 則 この内規は、2024年5月28日に改正し、2024年4月1日より施行する。

学 費 納 付 規 程 (大 学 院)

(目 的)

第 1 条 本大学院学則第42条による学費の納付は本規程による。

(学 費)

第 2 条 本規程による学費とは、入学金、授業料、教育充実費をいう。

(納 期)

第 3 条 学費の納期は次の2期とする。

前 期 前期授業開始日の前日まで

後 期 後期授業開始日の前日まで

ただし、前・後期授業開始日の前日および前々日が金融機関の休業日の場合は休業日の前日とする。なお、入学を許可された者は、その都度決定された期日までとする。